

○リスクの見積もりの際のポイント

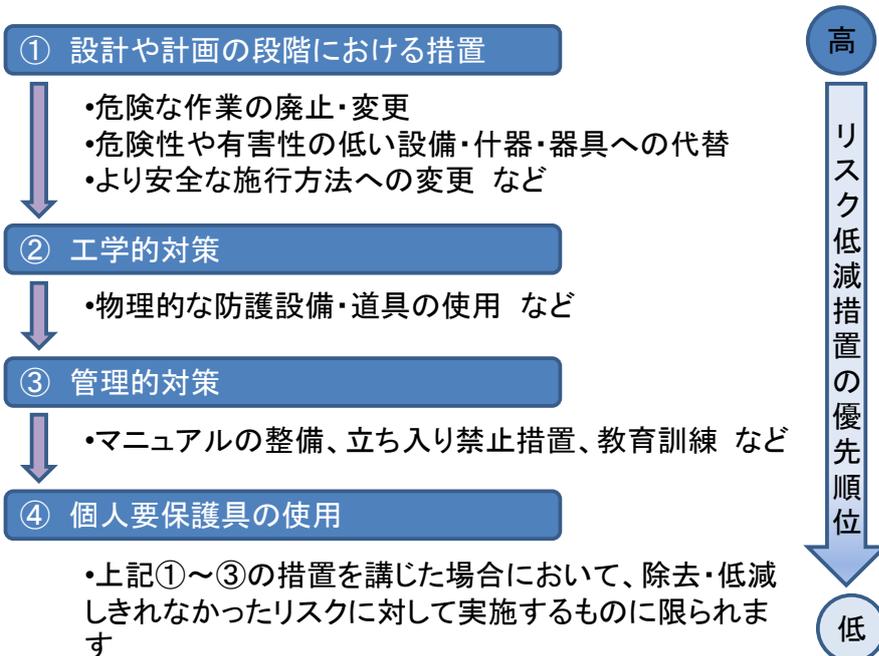
- 一人ではなく、グループで実施する（多様な観点があった方がより適切な見積もりができる）
- リスクの見積もりのリーダーは作業内容を最もよく知っている人がよい
- リスクの見積もりにあたっては、具体的な負傷・疾病を想定する
- 見積もり値がばらついていたときは、よく意見を聞いて調整する（決め付けない）
- 見積もりの値は平均点でもなく、多数決で決めるものでもない。グループで話し合い、合意の上で決定する（リーダーは、グループの意見を調整する）
- 見積もりの値は勘で決めるのではなく、合理的な説明の付くものではない
- 過去に発生した災害の重篤度ではなく、最悪な状況を想定した重篤度で見積もる

③ リスクの低減措置の検討と実施

- リスク低減措置は、法令で定められた事項がある場合には、それを必ず実施することを前提とした上で、以下に示す優先順位で実施します。

○リスク低減措置の検討および実施

最優先：法令に定められた事項の実施（該当事項がある場合）



○リスク低減措置案作成時のポイント

- ポイント
 - ・ 本質的な安全性の確保を目指す
 - ・ 機器・設備改良の場合には、改修が完了するまでリスクアセスメントを実施する
 - ・ リスク低減措置は、具体的な実施項目、実施者、実施タイミング、実施ツールまで、明確に決定する
- 改善が必要な記載事例と改善のポイント

| 不適切な低減措置案 | 改善のポイント |
|---|---|
| 定期的を実施できるようスケジュールを組む | 毎月・隔月・第〇月曜日など、具体的に決める。 |
| 危険と思われるものは放置しないよう、指導していく | 誰が、いつ、どのように判断して指導するのかを明確にし、実行度を高める。 |
| 〇JTでの教育を徹底する。繰り返し教育 | 教育を繰り返す頻度、実施者、実施ツールを明確化することで、実行度を高める。 |
| (スイングドアでの打撲災害に対して) 朝礼での注意喚起 | スイングドアの一方向のみ開閉などの本質的な安全確保の措置がまず必要。注意喚起については、誰が、どのように実施するかを決める。 |
| (台車のコマの動きが悪く足を負傷することに対して) ぶつけないよう注意する。車輪の清掃 | 台車のコマに原因があるのであれば、清掃を含めてメンテナンスを実施することが本質的な安全性確保につながる。また、メンテナンスの頻度、実施時期、実施者も決める必要がある。 |
| 什器を変更し安全を図る | 変更手順を明確にする。変更までに時間がかかるようであれば、変更までリスクアセスメントを継続する。 |

○危険性・有害性の特定からリスクの再見積もり (例)

[危険性・有害性の特定]

台車による運搬作業：積み荷を高く積み過ぎ、角を曲がる際に操作ができず荷崩れを起こす。

[リスクの見積もり]

災害の重篤度：中程度 (△)

発生の可能性：高いまたは比較的高い (×)

→リスクの程度：直ちに解決すべき、または重大なリスクがある (Ⅲ)

[リスク低減措置]

台車に積荷の高さ制限を記載、順守事項を従業員がよく見る場所に掲示、台車で角を曲がる際の手順を確認

[措置実施後のリスクの再見積もり]

災害の重篤度：中程度 (△)、発生の可能性：可能性がある (△)

→リスクの程度：速やかにリスク低減対策を実施すべきリスクがある (Ⅱ)

リスクアセスメント実施により、リスクの程度がⅢからⅡに低減しました。

(4) リスクアセスメントの実施体制の整備（導入）

- リスクアセスメントを初めて導入する場合には、本部が中心となって導入のスケジュールやプロセス、ポイントを十分検討する必要があります。
- すでにリスクアセスメントの導入・運用実績がある他の事業者・他の店舗から話を聞いたり、研修を受けたりする必要もあります。
- これまでのヒヤリ・ハット事例などから、危ないと思われる場所や、労働災害が過去に発生したことがある箇所を絞り込んで実施するなど、段階を踏んで導入することが必要です。

1) 導入に先立って店舗で行うこと

- 店長・副店長を対象にリスクアセスメント導入について説明
- 店舗の幹部、労働者代表などへの説明
- 店舗の幹部によるリスクアセスメント実施のスケジュール立案
- これらの作業と平行して、従業員にリスクアセスメントの周知と理解を図る（教育など）
- 各プロセスでは本部のリスクアセスメント担当者が必要な助言・支援を行う。

2) 店舗での実施体制の整備

○リスクアセスメント実施における役職別の役割（例）

| 役職（役割） | 任務 |
|--------------------------|--|
| 店長（統括責任者） | <ul style="list-style-type: none">• リスクアセスメント全体の統括• リスク低減措置の承認 |
| 副店長（実施責任者） | <ul style="list-style-type: none">• リスクアセスメント運用・教育の責任者• 実施場所の優先順位の決定• 実施の記録・保管 |
| 部門長 （リスクアセスメント推進者） | <ul style="list-style-type: none">• 情報の収集・整理• 危険性・有害性の特定・リスクの見積もり• リスク低減措置の検討 |
| 担当者 （リスクアセスメント実施メンバー） | <ul style="list-style-type: none">• 危険性・有害性の特定• リスク低減措置の検討 |
| 職場安全衛生委員会 | <ul style="list-style-type: none">• 危険性・有害性特定結果の検討• リスク低減措置の審議 |

3) 店舗におけるリスクアセスメント導入手順（例）

| 項目 | ポイント |
|--------------|---|
| ① 実施体制の確認 | <ul style="list-style-type: none"> 店長の統括により半期期首ごとに確認する |
| ② 実施時期の決定 | <ul style="list-style-type: none"> 副店長により実施場所、実施時期を決定する（例：毎月1カ所実施） |
| ③ 情報の収集 | <ul style="list-style-type: none"> 副店長・部門長により取り扱いマニュアル、作業手順書、ヒヤリ・ハット事例などの情報を収集する。 |
| ④ 危険性・有害性の特定 | <ul style="list-style-type: none"> 実施場所の全従業員で、作業単位での危険性、有害性を特定する |
| ⑤ リスクの見積もり | <ul style="list-style-type: none"> 実施場所の全従業員で、マトリックス法によるリスクの見積もりを実施する |
| ⑥ リスク低減措置 | <ul style="list-style-type: none"> 実施場所の部門長、全従業員で、作業のやり方・手順を見直し、改善の方法を考える。 最後に作業手順の作成と教育を徹底する 内容については、職場の労働安全衛生委員会にて確認する |
| ⑦ 結果の記録 | <ul style="list-style-type: none"> 副店長が結果を記録（データベースへの入力）、印刷して掲示する。また、ノウハウとして蓄積・継承する。 |

4) 導入以降のリスクアセスメント実施時期（例）

- 設備・道具などを新規導入・更新・変更したとき
- 作業方法に変更があったとき
- 新たに従業員を雇い入れたとき
- 定期的な内容確認

(6) 新たに労働災害が発生した際のリスクアセスメントの実施

- リスクアセスメント導入後は、あらかじめ定めた時期のほか、新たに労働災害発生した際にも実施することになります。労働災害の発生を契機に、「危険性・有害性」の特定、リスクの見積もりを見直し、併せて、より本質的なリスクの低減策を検討・実施することが必要となります。

労働災害発生店舗／部門でのリスクアセスメントの実施（プロセス例）

- 労働災害発生店舗・部門で労働災害報告書の作成・提出（店長、本部などへ）
- リスクアセスメント一覧表の内容変更
 - これまで想定していない「危険性・有害性」の場合：
新たに「危険性・有害性」を特定し、リスクの見積もり→リスク低減措置の検討・実施→結果の記録、を行います。併せて、なぜ、これまで「危険性・有害性」として想定していなかったかを検討し、その他にも想定していなかったリスクがないか検討します。
 - これまで想定していた「危険性・有害性」の場合：
リスクの再見積もり→リスク低減措置の検討・実施→結果の記録、を行います。

(7) リスクアセスメントの効果

- 職場のリスク（危険の芽）が明らかになります（過去の事故情報を収集・分析することでより説得力が高まります）。
- 職場のリスクに対する認識を、職場全体（場合によっては店舗を超えて）で共有することが可能となります。
- 安全対策の実施について、合理的な方法で優先順位を決めることができます。
- 安全対策の実施後に残ったリスクに対して、暫定的に「守るべきルール」が作業者に理解され、守られるようになります。
- パート・アルバイトを含めた職場の従業員全体が参加することで、職場に潜む「危険」に対する感受性が高まります。



労働災害の削減につながります